

## 県主催イベント等の開催に関する考え方について

1. 不特定多数の者が参加するイベント（特に、全国的又は県外からの参加者を見込むイベント）等は、今後も当面、中止又は延期とする。
2. 上記以外のイベント等については、次の(1)～(5)の事項を実施できる環境等が整った場合に、各部局等において判断し開催する。
  - (1) クラスターの発生リスクを下げるため、以下の3つの条件をすべてクリアすること
    - ①換気の状態：適切に換気ができる状態にある（適切な換気システムによる持続的換気、又は1時間に1～2回程度の定期的な換気）
    - ②人の密度の状態：会場の広さを確保して、会場内で人を密集させない環境を整備し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどの対応が可能である
    - ③イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができる
  - (2) 2週間以内に海外（新型コロナウイルスの感染拡大国）又は国内の感染拡大地域への旅行・出張から帰県・来県した人には、参加（利用）を控えていただくよう事前に周知するとともに（※注）、イベント当日もその旨を会場に掲示するなどの対応を行うこと  

（※注）参加者が特定されるイベントでは、例えば2週間以内に外務省による最新の感染症危険情報で「レベル2（渡航自粛勧告）」以上が発出されている国・地域から帰国した人、又は国内で発表されたクラスター発生施設の利用歴がある人に対して、個別に参加の自粛をお願いするなどの対応が考えられる。
  - (3) 高齢者及び慢性疾患で治療中の方などに対して、新型コロナウイルスの感染防止と重症化予防の観点から、マスク着用等により感染予防策をしっかりとって参加していただくか、又は安全をみて自主的に参加を控えていただくよう周知すること
  - (4) イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること  
（イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため）
  - (5) イベント等の開催当日は、上記(1)の②と③の条件を徹底するための注意事項を記載したチラシの配布、あるいは開始前の時間や休憩時間に注意事項をアナウンスするなどの対応を工夫して実施すること
3. 今後、県内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、地域での感染拡大のリスクなどを検討したうえで、適宜方針を見直す。

【問い合わせ先】  
健康福祉部健康福祉企画課  
薬務・感染症対策室 阿部  
TEL：023-630-2292  
報道監 健康福祉部次長 泉